

日本体育・スポーツ政策学会 謝金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本体育・スポーツ政策学会（以下「本会」という。）が主催する学会大会時の基調講演、シンポジウム、パネルディスカッション等、及び体育・スポーツ政策セミナーの講演等（以下「講演等」という。）における講師への謝金の支払いについて、必要な事項を定めるものである。

(会員に対する謝金)

第2条 本会の会員が講演等の講師等を務める場合、原則として謝金及び交通費・宿泊費等の経費は支払わない。ただし、資料作成等に要した労力の対価として、10,000円を資料作成料として支給することができる。

(会員以外の者に対する謝金)

第3条 1 本会の会員以外の者に講演等の講師等を依頼する場合、謝金は30,000円を上限として支給することができる。
2 会員以外の者への講師等の依頼に際しては、必要に応じて交通費・宿泊費等の経費を別途支給できる。交通費は、原則として最も経済的な経路及び交通機関の利用による実費を上限とする。宿泊費は、宿泊を要する場合に限り、1泊15,000円（税込）を上限とし、実費を支給する。宿泊費の支払いには、領収書等の証明資料の提出を要する。

(特別の事情)

第4条 前2条にかかわらず、特別の事情がある場合は、理事会の議決を経て、個別に謝金等の支払い額を決定することができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の決議により行う。

附則

この規程は、令和7年12月13日より施行する。